

1. 件名:「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(濃縮施設廃棄物建屋(2))」

2. 日時: 令和4年5月11日(水) 13時30分~14時30分

3. 場所: 原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原主任安全審査官、武田安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃株式会社

濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他7名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書 (令和4年4月5日)
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000210.html
- ・ 令和4年4月21日
「日本原燃(株)濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年4月27日
「日本原燃(株)濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	お願いします。よろしくお願いします。はい、じゃあ力を貸してください。 はい。
0:00:10	はい。ただいまから日本原燃濃縮施設の設工認に係るヒアリングの方を開始 します。最初に注意事項についてお伝えします。ヒアリングでは不開示情報 を発言しないようにしてください。
0:00:23	発言してしまった場合、
0:00:28	発言示してしまった場合にその場でその旨指摘するようにしてください。発 言の際を元にし、所属氏名を述べてから発言をしてください。
0:00:36	まず発言をしない田谷マーク等をミュートにするようお願いいたします。
0:00:41	それでは本日の
0:00:43	ヒアリングですが、5月の21日と27日間、一部、15日に提出された資料 に基づき、こちらから確認の方を行いたいと思います。
0:00:53	それではこちらの出席者について説明をいたします。ウェブ参加からフジワ ラ、本庁会議室の方では、オオハシタカナシセトガワ、遅れてコサクも参加 するかと思います。
0:01:05	ウェブでタケダです。失礼しました。はい。
0:01:09	それでは日本原燃においては出席者の方説明の方をお願いいたします。
0:01:17	日本原燃六ヶ所八木橋です。本日の出席者ですが、内野坂元かロジ芝田若 林、片野、柏谷私八木橋の計8名で対応させていただきます。
0:01:31	資料の方は、前回4月13日にヒアリングを受けまして、修正として資料、 4月の21と、及び27、
0:01:41	出しておりますが、その際のコメント管理表は一つまとめております。あ と、殊、都合住民いう形の資料集修正をしております、今画面に映してま す黄色のハッチングのところは4月の27、
0:01:56	4月21日にしたものもありますけどこれ黄色のハッチングしてませんが、 その中9件ありますので、これらについて順次、説明修正点を合わせて説 明をさせていただきます。
0:02:10	コメント管理表は、こちらの方に一旦掲示しますが、具体の修正内容はそれ ぞれの補足説明資料で説明をさせていただきます。以上となります。
0:02:23	はい。
0:02:24	ありがとうございます。それでは、ヒアリングの方を開始し、
0:02:30	進めたいと思います。それではまず、個別の68番、耐震性に関しまして通 し、
0:02:39	確認等ありましたらお願いします。
0:02:45	規制庁の竹田です。
0:02:48	ちょっと私の方から何点かですね確認をさせていただきます。
0:02:53	まずですね、20ページ目をお願いします。

0:03:05	ここでですねDぼつの保有水平耐力の説明のところですね。
0:03:14	I ボツ耐震駅ということで説明がされて、
0:03:20	いるんですけれども、
0:03:23	この中で、
0:03:26	ご承知ください。
0:03:30	設工認申請書の記載としましては、
0:03:34	せん断耐力 9Wを各耐震の水平耐力通しているということで、
0:03:46	牧野wから保有水平耐力を算定するというふうな、
0:03:51	記載になっているんですが、
0:03:53	右の欄の補足説明のところでは、
0:03:58	保有水平耐力必要保有水平耐力の算定も、
0:04:03	解析コードの時代間計算により実施するというふうな説明になっているんですけれど。
0:04:11	これっていうのは、
0:04:15	結局、耐震比木を有する場合の、
0:04:18	保有水平耐力というのは、鉄骨造と同じで、増分解析で算定するのか、それとも 9Wを足し合わせて算定するのか、どちらになるんでしょうか。
0:04:36	日本原燃の知久阪本でございます。衛藤左側の建物の耐震計算方針としましては、今回の制度だけではなくて、
0:04:47	第1回から第5回に申請した鉄筋コンクリート耐震力を持つ建物も含めて、この方針としては、全体の方針として示していますので、
0:04:58	ここには耐震的が登場するんですけれども、今回の申請対象が、鉄骨造の建物ということで、この耐震への補足的今回の補足説明の中身においては、
0:05:09	この耐震駅をどうやって算出しているかという説明までは、今のところ入れておりませんでした。
0:05:17	以上です。ちょっとどういうふうにやっているかは、後程整理してご説明するようにいたします。
0:05:26	はい。規制庁の竹田です。はい。うん。今回の申請ではこの部分っていうのは該当しないということは認識はあるんですけれど。
0:05:36	ここで申請書に書いている方針と、この補足説明で書いてる方針に相違があるんであればちょっとよろしくないと思いますので、
0:05:46	ちょっとそこでですねずれが生じないようにですね整理はお願いしたいと思いますますがよろしいでしょうか。
0:05:54	阪本でございます。了解いたしました。で、今回の評価の対象部分はここですというところを明確にした上で、耐震というのを、それも同じく増分解析でやっているかと思うんですけれども、

0:06:07	そのやり方も含めて、わかるような、備考にも、補足で説明するような形にします。以上です。
0:06:16	はい。規制庁の竹田です。わかりました。お願いします。
0:06:21	それでは続けさせていただきます。
0:06:29	ですね。
0:06:31	お待ちください。
0:06:36	次月 21 ページですね、次のページをお願いします。
0:06:45	ここで柱梁等のフレームということで、ここが鉄骨造での保有水平耐力の考え方の説明がされておまして、
0:06:58	補足説明のところでも、図表等で、
0:07:01	わかりやすく説明を追加してもらっているところなんですけれど。
0:07:06	今回の申請対象の建物で無礼数が、片方向に関しては存在していると思うんですけれど、
0:07:15	その部分です。そういったブレースを有する場合の考え方っていうのがこの図では示されていないんですけれど、追加をいただきたい。その部分も含めて説明を追加してもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。
0:07:38	現年カミデでございます。今回補足説明について補足説明追加しているフレームの概要図については、
0:07:47	衛藤間フレームだけラーメン構造のものだけでしたので、
0:07:51	今回の建物の構造にを考えてみると、その通り筋交いについても、公平性耐力の算定の仕方について考え方を追加するべきだと。
0:08:03	思いますので、補足説明の側に追加させていただきます。
0:08:10	ちなみに、筋交い部分、世界構造のところの保有水平であり、算定の方法については、水平方向に地震がよく作用した場合には、筋交い地区方向に
0:08:23	フォローがかかる。
0:08:25	いうところで、その斜め方向にかかっている応力のうち、水平成分を抜き出して、それを各保全体力とすると。
0:08:35	その体力と、今回の建物で言いますとこのラーメン構造の
0:08:41	求めた全塑性モーメントですか、そういったものを足し合わせた上で建物全体の保有水平耐力として解析コードを用いて算定しますというところですので、
0:08:52	そういったところがわかるように補足説明事項に追加をさせていただきたいと思います。
0:08:57	以上です。
0:08:59	規制庁の竹田です。説明の方は理解しましたので、はい。今説明があった通り、対応の方、お願いします。
0:09:09	それでは、次進めさせていただきます。

0:09:13	次の記載だけの話なんですけれど、23 ページお願いします。
0:09:22	はい。ここで、保有水平耐力給与の算定の説明が記載されておりまして、説明の内容としては理解できるんですけど、
0:09:34	4 行目ですかね。
0:09:38	幸福ヒンジを形成させて移行のフレーム解析を行うという記載があるんですけどフレーム解析っていうのはどういう、何のことでしょうか。
0:10:03	少々お待ちください。
0:10:14	規制庁の竹田です単にフレームの応力解析のことかなと思ったんですけど、そういうことですかそれを省略して変えてしまってるってそういうことかなと思っていましたんですけど違うのでしょうか。
0:10:29	閉店六ヶ所や三好です。その通りでございまして、右側の補足説明に書いてある、増分解析の概念図、これが荷重を増加させていった時に、徐々にこのカーブのところにポイントとして%っていうのをつけてますがここにバッチンのところのフレーム弾塑性。
0:10:46	応力解析を行うということでフレーム解析、応力解析を行うということです、そこはちょっと表現を合わせて修正することで、何と考えます。以上です。
0:10:57	規制庁の竹田です。お願いします。ちょっと、
0:11:01	ここだけの記載だけでも、いろんな解析が出てきているので、
0:11:07	適切に使い分けていただいて、書いていただきたいと思います同じ内容のものに関しては同じような表現で書くように、ので工夫をお願いいたします。
0:11:18	六ヶ所八木橋です。表現と統一さして誤認のないように、江藤先生の方進めます。以上です。
0:11:28	規制庁竹田です。お願いします。
0:11:32	それでは、高野資料について私から最後なんですけれど、
0:11:38	28 ページ、お願いします。
0:11:44	ここで、杭の支持力の採取についての附属説明が追加されておりまして、
0:11:50	それで α や β といった係数についてもどういった値も出ているのかということが説明されているんですけど、
0:12:00	この今回の得意の施工方法っていうのは、一般広報なのか大臣認定の広報なのかというのはどれになるのでしょうか。
0:12:21	そして少々お待ちください。
0:12:46	日本原燃堅田でございまして。大臣認定の広報だと認識をしておりますけれども、今一度ちょっと設計等をメーカーの方に、事実確認させていただいた上で改めて回答させていただきたいと思います。以上です。
0:13:05	はい。規制庁の竹田です。わかりました。もしですね認定候補であった場合は認定小とか、エビデンスになるものがあるかと思っておりますので、そういった

	エビデンスを合わせて添付をするようにいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。
0:13:24	位田加賀でございます。承知しました。
0:13:28	規制庁の竹田です。私からこの資料についての確認は以上になります。
0:13:35	規制庁大橋ですけれども、この資料でほか、指摘ありました、確認事項ありましたらお願いします。
0:13:42	議長の藤原です。
0:13:45	私から1点確認させてください。通しページで17ページのところに書かれている上への波及影響の話なんですけれども、
0:13:56	あとこれに関連して別紙5も添付されているかと思えます。今回設置される機器類がすべて第3類ということで、記載としては理解しているんですけども、
0:14:07	建屋が、付帯2類ということで、建屋への影響っていうのは、どのように考えられたのか説明していただいていた方がいいですか。
0:14:25	日本原燃阪本でございます。今回設置します、第3類のデータ建設感知器だったり、ページングそういったものが、第2の建物に影響を与えることはないということを考えておりますが、
0:14:40	この文面の中で、総合点が明確になっておりませんので、その記載も含めて、追加いたします。以上です。
0:14:50	規制庁の藤原ですよろしく申し上げます。この資料について私からは以上です。
0:14:56	他、
0:14:58	確認事項ありましたらお願いします。はい。規制庁高橋です。衛藤先ほどちょっとエビデンスっていう話があったんです。それに関連してなんですけど右 下16ページのところの注の7なんですけれども、
0:15:12	こちらではメーカー試験の確認した、頼みチューナーの三つ目の角のところですねB欄建屋の集館野話し掛けたところで、メーカー試験にて確認した外装材を使用することというふうになっている。
0:15:26	言うようですので、こちらについても何か確認できるようなものっていうのは、示していただくことってのはできませんでしょうか。
0:15:38	原燃片野でございます。こちらの外装材の試験結果については、こちら、原燃の方で確認をいたしておりますので、エビデンスを確認しておりますので、
0:15:50	そのエビデンスについても資料、お示しさせていただきたいと考えております。以上です。
0:15:58	はい規制庁高橋ですよろしく申し上げます。
0:16:11	規制庁の竹田です。衛藤すいませんちょっと。

0:16:14	案件は以上ですと言ってしまったんですけど、ちょっとこの部分で確認させてもらいたんですけど。
0:16:21	層間変形角の評価基準値を、120分以内に120分の1以内とするということで、方針が示されているんですけど、
0:16:35	今回の申請建物っていうのは準耐火の建物であるということで、この認識は間違いないでしょうか。
0:16:46	日本原燃SPARTでございますその通りでございます。
0:16:50	形状のタケダです。準耐火の建物である場合層間変形角で150分の1にしないといけないっていうのが、基準法で定められていたかと思うんですけど、もう、それとの関係っていうのはどう考えてるのでしょうか。
0:17:14	日本原燃坂本でございます。すみません。層間変形角等、準耐火建築物の関係について、少し確認させていただいて、
0:17:26	資料、必要に応じて修正反映してご説明させていただきます。以上です。
0:17:33	規制庁の竹田です。わかりました確認の場では、お願いいたします。
0:17:39	以上になります。
0:17:42	確かに私も、
0:17:46	規制庁は市立個別68の耐震に関して他、規制庁から確認、68ですね。はい。
0:17:54	すみません。規制庁富樫です。もう1個だけ確認をさせていただきたいと思うちょっとお待ちください。
0:18:06	17
0:18:08	同時な。
0:18:10	特徴タカハシです。同じ資料40ページ41ページで、解析コードのところ説明をお書きつけていただいて、これ前回講演として少し修正をいただいているんですが、念のための確認としてですねこれ。
0:18:26	このコードっていうのは、U建屋の時も同じことを使っていたということによろしいのでしょうかね。ちょっと確認だけなんですけれども。
0:18:43	現在、年々六ヶ所八木橋です。裏の方はちょっと確認はいたしますが、これ施工メーカーもちょっと違います。既設の建屋と今回縦も違いまして、あとそのメーカーによって選択するコード目。
0:18:58	コード名もあってあとそのスーパービルドの改定番号とかそういったのもありますんでちょっと確認をいたしまして別途ご回答いたします。以上です。辻野高橋ですよろしくお願ひします。ということは今回この講座、40ページ41ページ記載の講座については、
0:19:14	今回ようにちゃんとがコードの適用範囲ですとか、そういったものを確認し、し直すとかしているということが記載されてるといふこと。
0:19:25	ですね。
0:19:27	確認ですが、

0:19:29	日本原燃八木橋です。その通りでございます。わかりますそれでは確認の方 よろしく願いいたします。
0:19:41	規制庁お話ですけれども、
0:19:43	個別 68 に関して他、確認事項ないでしょうか。
0:19:53	はい。
0:19:54	それでは、続けたいと思います。
0:19:59	こちらから確認した資料についての
0:20:04	確認をしたいと思いますので、お願いします。まず個別の 60 番の網羅性の 資料。
0:20:11	をお願いします。
0:20:30	まず 60 番について私から確認をしたいと思います。
0:20:35	76 ページの方をお願いします。
0:20:49	こちら確認ですけれども、前回の
0:20:54	ヒアリングで私の方から、
0:20:58	この
0:20:59	右上のこの吹き出し、点破線の方は県内の記載に関して、
0:21:05	エクспанションゾーン
0:21:08	とでつなぐということをつライがこうなってるということで加えて欲しい と。
0:21:13	加えるべきじゃないですかという確認をしたところ加えるという話だったん ですけれども。
0:21:18	今回この記載はなくて、
0:21:21	ここの記載はないんですけれどもそれは
0:21:24	後、
0:21:26	77 ページ以降のこの資料に記載してるから記載していないとそういう理解 なんでしょうか。
0:21:35	日本原燃岡林です。はい。その通りです。前回の資料では 76 ページで、建 屋取合い等とか季節への影響について説明してみましたが、今回 77 ページ で、すべて説明してますので、
0:21:49	77 ページの中段ですね、第 6 条地震。
0:21:54	のところ。
0:21:55	右側にですね。
0:21:57	なお立山はエクспанションジョイントによる接続費今後、追加しておりま す。こちらに反映いたしました。
0:22:05	以上です。
0:22:09	はい、わかりました。
0:22:10	では続けたいと思います。

0:22:18	78 ページをお願いします。
0:22:27	78 ページ、
0:22:30	80 ページの方にも関係してくんですけど、この 11 条の部分と、20、
0:22:36	5 条の部分。
0:22:38	この部分ですけども、まだ 11、11 条の方ですけども、
0:22:46	ここの②の既認可事項への影響というところの記載で、
0:22:54	工事による建屋の一部を改造、
0:22:58	持つ感知器等の設置新設を行うかっていうふうにあるんですけども、
0:23:03	これ確認ですけども、この感知器等に関しては、この施設ってのはこれはB 欄だけあの方に進出をすると、そういう理解でいいんですかそれとも建屋に 新設をするということですか。
0:23:19	日本原燃若林です。
0:23:21	ランナし解決建屋のところ扉の主解決建屋、両方でございます。
0:23:30	三浦の方にも
0:23:33	感知器を設置し直すってことですか。新たに新設を行うってことですか。
0:23:38	日本原燃坂本でございます。今回この防火シャッターをつけるにあたってい くだけですね、透過者と連動する感知器、消防法に基づいてつける必要があ りますんで、
0:23:49	シャッターのて、建屋側の借家の手前に連動の感知器を 1 個、縦側にもつ けるという、
0:23:57	ことでございます。火災の方の説明書の方にも、説明の方にも、それを記載 しております。以上です。
0:24:08	わかりましたいづれにしても
0:24:11	設計方針に影響を与える変更ではないということですね。はい。
0:24:21	あともう 1 点ですけどもこの 25 条の方で、そのページング
0:24:27	装置の新設を行うというんですけども、これも同様に、浦野建屋の方、AN A建屋の方も、2 を設置をする、新設するということですか。
0:24:39	日本原燃若林です。合計事業についてはBウラン濃縮廃棄物建屋だけになり ます。ちょっとこのあたり、表現がわかりづらいので、両方とも記載、適切 に修正いたします。
0:24:51	はい。よろしく申し上げます。
0:24:55	私かなと思ってんですけども、
0:24:59	79 ページのところ、
0:25:02	これ、
0:25:03	記載の他に記載の問題だと思うんですけども、
0:25:13	この 20 条のところ、

0:25:17	②の空間事項への影響のところのところの矢羽根のところの記載ですけども、
0:25:24	根井建屋内に仮壁を設置するが、躯体廃棄物に干渉しない縁壁を設置すると特支少し日本語が
0:25:34	難しいかと思imasるので定期的に修正した方がいい、いいかと思imasですけどいかがでしょうか。
0:25:41	宮城若林です。おっしゃる通りですので適切に修正いたします。
0:25:45	はい。
0:25:51	私からは以上です他個別 60 に関して確認事項がありましたらお願いします。
0:26:03	規制庁高橋です念のための確認なんなんですが、52 ページの補足表一位の袋ところですね、
0:26:12	表題は新設または撤去となっているんですが、中身は、結果的にそういうことになるのかもしれませんが中身は全部新設だけなんですけどこれはこれでも、間違いないかということ等を一応確認させていただきます。確認できますでしょうか。
0:26:33	うん。
0:26:34	玉野であれなんですけど一応抜けがないかという確認なんなんですけど、
0:26:41	日本原燃岡林で、
0:26:43	第 5 回申請からですね、このような表現にしまして、そのびっくりで今回作りしましたので、
0:26:50	施設または撤去、
0:26:52	としております。ただおっしゃる通り今回は新設のみになります。
0:26:57	わかりました。抜けがないのであればそれで、はい。
0:27:00	いいですけどはい。
0:27:03	理解はしました。
0:27:04	私からは以上です。
0:27:09	はい。規制庁、大橋ですけれども他、60 番に関して、
0:27:15	非確認事項ありますでしょうか。
0:27:20	はい。ないようであれば、次に進めたいと思imas。
0:27:24	続いてですけども、個別の 60 番の方をお願いします。
0:27:32	62 番にすいません。はい。失礼しました。
0:27:47	規制庁の藤原です。62 の資料について 1 点だけ念のための確認をさせていただきます。
0:27:55	通しページで 13 ページのところの、
0:27:58	今回表をちょっと追加していただいてる添付 4 の部分の小言葉なんですけども、

0:28:05	一般事項の中の②に書いてある、必要に応じて区画を行っていくその必要に応じてっていう。
0:28:12	ところは、この一つ一つの工事の中で、区画設定を行うときがない。
0:28:20	ていうところがあるのか、それともあれですかね、法人の中のフェーズでたまに区画を設定しないときもありますよっていう意味で必要に応じてっていう記載になってるっていうふうに考えたらいいか、教えていただけますか。
0:28:37	日本原燃の阪本でございます。必要に応じてというのはそれぞれの産業に応じて、周りに既設の機器があるとか、人の裏がある場所とか、そういった場合にはちゃんと確保、
0:28:49	を設置して対応しますと、例えば今回ドラム缶とかの近くで作業するという場合であれば、ちゃんと区画を設置して、施設影響を与えないような対応をしますという宣言でございます。以上です。
0:29:03	規制庁の藤原です。理解はしました。多分、設計しないときも必要に応じて必要がない時にはもちろん設定しないけどということだとは思いますが、理解しました。ありがとうございます。
0:29:19	はい。衛藤。
0:29:21	規制庁大橋ですけれども、私からも確認をさせていただきます。
0:29:30	13 ページ目お願いします。
0:29:37	この 13 ページ目で、
0:29:48	上に (イ)、(1) の固体廃棄物の廃棄設備っていうふうにあります、前回の資料では、廃棄設備括弧区画っていうふうな言葉があったんですけども、
0:30:01	今回加古区画という言葉が抜けているんですけども、
0:30:06	これはなぜとったのか教えていただけますでしょうか。
0:30:17	日本原燃阪本でございます。すいません。統一がとれてなくて、資料を持ってなかったんで、削ってとか、そういった形のしっかり全体として統一されるように、
0:30:30	午後統一いたしますカッコつけて統一いたします。以上です。はい。
0:30:36	ここで括弧区画というふうになってないとちょっと後の、この
0:30:42	15 ページとかの効能、
0:30:45	ちょっと工事手順とかも、ちょっとどう見ればいい、ちょっと整合がとれなくなってくる気がするのでそこはお願いいたします。はい、衛藤個別 62 は私からは以上です。他ありますでしょうか。
0:31:01	はい。なければ次に進めたいと思います。
0:31:05	続いて個別 63 番に関しまして、規制庁から確認事項ありましたらお願いします。
0:31:15	議長の藤原です。こちら念のための確認なんですけど、今回の資料で、通しページ 6 ページのところ、電気関係の

0:31:25	企画なんかを載せられていて今回間、該当設備で、直接使用するものではないけれどっていう話があるんですけども、ここを追加された理由を説明していただいていいですか。
0:31:40	日本原燃若林です。
0:31:42	前回の資料では、今、その他の加工施設となっている、右上の欄のところですね、こちらがその他の加工施設確保建物としておりました。
0:31:52	建物のみの準拠比較を示すっていう方針でしたが、前者等の整理状況も踏まえて、
0:31:58	小原さんからもコメントいただいて、屋外消火栓設備であるとか、その他の非学校施設の順次隠す全体を示すという、
0:32:09	方針に変更しております。それに伴って、
0:32:12	その他の加工施設である、非常用電源設備であるとか、高圧ガス、遠隔消火設備等の人事企画を追加したという、
0:32:21	ことでございます。以上です。
0:32:27	規制庁の藤原です。その時に、非常用設備のところの負荷として、時価法なんかが入ってきたりとか、つなぎ込みがありますという話がページングでしたっけ。
0:32:39	あの辺とかもあったりとかするのでその辺りの関連で、212223は追加されたのかなと思ったんですが、24のその高圧ガスの方も、今回の整理としては必要という感じなんですかね。
0:32:55	日本原燃若林です。
0:32:57	歴民館部も含めて、その他の加工施設の規格を示すという整理にしておりますので、こちら、必要と思い追加いたしました。以上です。
0:33:12	規制庁の藤原です。その他の加工施設という、
0:33:17	何ですかね。
0:33:18	分類で背関係するものを並べたということで理解しました。これだけの、第1回から第5回とかあちらのところでもこういった整理だったという理解でいいですか。
0:33:36	表現が悪いです。はいその通りです。第1回から第5回においても濃縮施設とですね、
0:33:43	米印をつけて、今回の申請ではないけれども、前回の申請の関係する設備の規格です。そういったことを明示して市全体の施設全体の角を示しておりました。
0:33:58	規制庁の藤村ですわかりました。ありがとうございます。
0:34:03	はい、規制庁オオハシですけども、個別、63番に関して他、確認事項等ありますでしょうか。
0:34:14	はい。ないようであれば、進めたいと思います。
0:34:18	続きまして個別の67番、

0:34:24	被ばくの、
0:34:28	被ばくに係る被ばく防止ですかねこちらについて規制庁から、確認事項等あればお願いします。
0:34:37	はい。規制庁高梨です。足達です。
0:34:41	はい。衛藤。
0:34:43	確認というか、記載との関係の確認なんですけれども、答申 7 ページのところの中の 2 番の青字の最初のパラグラフのところ、後半の残すところですね、
0:34:57	本、本施設で発生した雑魚一応 3 ぐらいですね。
0:35:02	本施設で発生した固体廃棄物の表面何とかがってところの、線量当量率を測定している実績としてという言葉が書かれてるんですが、便覧建屋これから新設されているのでこの実績としてってのは、どの実質的なことを言ってるのかっていうのをご説明いただけますでしょうか。
0:35:21	日本原燃若林です。
0:35:23	同様に、同様に、三浦濃縮廃棄物建屋と同様に雑固体廃棄物を保管廃棄する、ウラン濃縮廃棄物査定での実績でございます。
0:35:36	はい。きちっとタカマツす。
0:35:38	内容としては理解しましたちょっとあの分、あまり細かいことですがけれども、文脈として何か本日で発生したとなっているので、ちょっとそこは合わないような感じもしますので少し
0:35:50	もし可能であれば工夫をしていただけるようお願いします。
0:35:56	日本原燃若林です。おっしゃる通りですので、記載に修正いたします。以上です。はい。お願いします。
0:36:03	以上です。
0:36:06	はい。他個別 67 番に関して、
0:36:09	して、確認事項等ありますでしょうか。
0:36:13	はい。ないようであれば、次 60、個別の 68 番。
0:36:18	へえ。
0:36:21	最近、すいません耐震性は先ほどありましたので、70 番の自然現象に関して、
0:36:29	確認事項がありましたらお願いします。
0:36:35	規制庁の藤原です。私の方から確認をさせていただきたいんですけれども、通しページで 16 ページ 17 ページ辺りの、
0:36:46	竜巻、
0:36:47	なんかの部分で、前回のヒアリングを踏まえて修正を加えていただいているところなんです、

0:36:54	補足説明に書かれていた、これまでの設計方針なんかを書かれていると、いうことは理解するんですけども、今回、その備考のところになお書きで、
0:37:05	本申請についての話が書かれていて、これは店舗の本部のところには記載されないのかっていったところをお聞きしたいんですけども、例えば他のところで、今回、
0:37:17	申請の部分ではそういった設備ではないんだとかいう話も、他の事象のところでは、本論のところを書いてあるような気がするんですけどもその辺の整理の状況を教えていただけますか。
0:37:33	日本原燃の柴田です今おっしゃっていただいたことに対する整理としましては、通しページの22ページをご覧くださいと思います。
0:37:45	自然現象の場合は大体の項目に対してそれぞれの事象に対して、防護対象設備のように選定していくかと。
0:37:55	いった感じで防護対象設備の選定に関わる方針というのが記載されております。なのでそれに従っていくと、22ページで今回の申請において防護対象とすべき設備は何なのかと。
0:38:08	いう説明を3.6.2ポツの中でやっていくといった感じでここで、保護対象設備を選定しているので、
0:38:17	他のところで書いている。
0:38:19	なお書きの部分については補足のほうに落とさせていただいているというふうになっております。以上です。
0:38:31	規制庁の藤原です。わかりました。一応その、あれですね今言われた、
0:38:37	部分のところを書いてあって、なので他のところでは全部逐一書く。
0:38:44	そういうふうな整理はされてないということで理解しました。
0:38:48	あともう1点念のための確認なんですけども、前回確認させていただいた、排水の設計とかに関してなんですけども、今回も整理はされていると思うんですけども、
0:39:01	この整理っていうのは、今並行して申請審査しているMOXとか再処理と同様の整理で、添付の本文に書くのか、それとも補足説明の別紙なんかで書いていくのかとか、
0:39:14	いったところの整理をされているという理解で大丈夫ですか。
0:39:19	日本原燃柴田です。弊社の方の提出している資料の方を見て、その中で記載の程度感というのを決めさせていただいて今回の
0:39:29	補足資料の中で示させていただき、いただいたというものになります。以上です。
0:39:36	規制庁の藤原です。見ていただいてということで理解するんですけども、念のため担当者とも、きちんと確認されて、
0:39:47	整理の方針ということを決めていただければいいかなと思いますよろしくお願ひします。

0:39:59	はい。他、70 番に関して、
0:40:03	確認する、確認事項等ありますでしょうか。
0:40:09	はい。ないようであれば進めたいと思います。
0:40:13	続いて、個別の 71 番。
0:40:19	こちらが閉じ込めの方ですかね。
0:40:22	こちらに関して、
0:40:24	確認事項等ありましたらお願いします。
0:40:28	規制庁の藤村です。こちらについて 1 点確認させていただきたいんですが、コメント管理表をまず、
0:40:36	須藤この 71 の資料については、開口部の設置工事によりってという話で、安全性に影響がないことを説明してくださいというコメントを前回させていただいたと。
0:40:48	いうことになっていてその対応ってというのは、
0:40:52	この 71 の資料の 10 ページなり 11 ページの青書きの部分で対応されたというふうに理解したらいいんでしょうか。
0:41:06	日本原燃芝田です。ページで言いますと、通しページの 10 ページと 11 ページの下のところですね、核燃料物質による汚染の防止というところが、
0:41:18	今回対応させていただいたところになります。前回のコメントとしては、廃で A 廃棄物建屋既設の建屋に穴を開けるものに対して、
0:41:28	放射線管理だったり汚染防止だったりといったもの、既認可事項に対して影響がないかといったものを説明して欲しいということだと認識しておりましたので、
0:41:38	そもそも、ウラン濃縮廃棄物建屋今回の A B ウラン濃縮廃棄物立岩、第一種管理区域ではないので汚染の防止の設計考慮をするような場所ではないというように説明を加えさせていただきました。以上です。
0:41:56	規制庁の藤原です。
0:41:58	衛藤。
0:41:59	今んとしていることはわかるんですけど、何となくここの記載だけで言うと最後まで言い切っていないような気がしていて、扉建屋ってこういうもんですよってというような記載に見えてしまうので、もう少し説明があるのかなと思ったんですけども。
0:42:13	安全性に影響がないとかさ、既認可に対しての影響はないってという話なりに、着地するような形で記載って整えていただくことは可能ですか。
0:42:26	日本原燃芝田です。はい、わかりました。おっしゃる通りでちょっと B はいいのをつけてないように読めてしまう文章になっておりました。申し訳ございません。適切に修正させていただきます。以上です。
0:42:38	議長の藤原ですよろしく申し上げます。この資料について私からは以上です。

0:42:43	はい。では続けたいと思います。
0:42:50	続いてですけども、72番の火災防護に関しまして確認事項等ありましたらお願いします。
0:43:01	規制庁の藤原です。
0:43:04	念のための確認をさせていただきたいんですけども、通しページで9ページのところで、
0:43:13	今回そのケーブルの話が書かれていて、可能な限り難燃性でという話もあって、
0:43:20	第5回的时候は、いろいろと計装ケーブルなんかもあったりということ、可能な限りというよりは、難燃性ですという話もあったかと思うんですけども、この整理も踏まえて、今回は計装の
0:43:32	ケーブルはないですよっていう認識での理解でいいかっていう点と、あとはもう今回は、すべてがすべて難燃性っていうわけではなくて、一部難燃性じゃない部分もあるという理解でいいんでしょうか。
0:43:44	もし、何せてない部分があるのであれば、
0:43:47	差し支えなければど、どういったところなのかといったところを、具体的に教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。
0:43:58	日本原燃阪本でございます。
0:44:00	今回の電気計装ケーブルというのはページング、あと感知器、
0:44:06	そういった第3類機器の関係のケーブル類ですので、こういったものは、グループとしては可能な限り、難燃性ケーブルを使用するという方針とします。あと、閉じ込めに関わるインターロックだったり、
0:44:21	計測制御とかそういったものは、もう難燃性形態としてとかそういったものを設定するようにしております。ちょっと具体的に、どういったケーブルを選定しているのかというところが少しわかりづらいので、
0:44:33	備考の方に、どういったものをどういう方針でやるかというところを少し記載、追加させていただきたいと思います。以上です。
0:44:42	理事長のフジワラですわかりました可能な範囲で構わないので、そういった点を補足していただければと思います。よろしく申し上げます。この資料について、あと念のための確認をもう1点、先ほど
0:44:55	個人の話で、鑑識が裏のところにもってという話なんですけど、これまでの申請でいうと、この間来地形の話ってリストなんかでいうと、
0:45:07	数で表してたんじゃなくて、意思決定は形で表してたので、問題、そういった点についても問題ないっていう理解でいいんですかね。
0:45:20	元若林です。はい。その通りです。
0:45:24	規制庁のフジワラですわかりました。この資料について私からは以上です。
0:45:34	その近く

0:45:38	すいませんコサクですけど今のやりとりでちょっとよくわかんなかったのが、
0:45:43	難燃ケーブルの扱い
0:45:48	安全機能の関係から、
0:45:53	重要度が高いものは難燃性にするけど、軽微なものについては可能な限りにしますよと。
0:45:59	言われていたんですけど、
0:46:01	左側設工認申請書の記載ではその意味合いは読み取れないんですけど、
0:46:09	その辺りはどう、許可も含めてかもしれませんがどういうふうになってるんでしょうか。
0:46:22	さっきね、阪本でございます。一応発、発電炉棟の方では、江藤狩野説明学科の火災区域、火災区画、
0:46:32	を対象に、そのケーブルも含めて、難燃ケーブルを使うという宣言をしております、今回のところは、
0:46:42	火災区域内ということもあって、グレードは低いということでございます。
0:46:50	あとは、
0:46:51	それが設工認や許可の関係で読めるかと。どういったグレーゾーンの場合はどういったレベルのものを使って、考え方が、現状、
0:47:03	読み取れないものになっておりますので、少し発電所等の状況も確認した上で、具体の整理をきつさせていただきます。以上です。
0:47:15	はい。コサクですよろしくお願ひしますやはり可能な限りとかできるのを、
0:47:21	具体にどうしていくんだっていうことがやっぱり、
0:47:24	ポイントだと思うんですね。
0:47:26	ええ。
0:47:28	そのあたり
0:47:30	基本設計方針ではどうする添付書類ではどうする、付則でどうすると。
0:47:35	ようなところろ分譲（イ）あると思いますのでちょっと見ていただいて、グレーでグレードによる対応というのがわかるようにしていただければと思います。
0:47:47	ます。
0:47:51	日本原燃坂元です。了解いたしました。
0:47:57	で、古作ですついでにですけど、グレードが低い場合は難燃ケーブルにしない場合もあるということですけど、
0:48:05	波及影響があり得る場合にわあ、何らか処置をするということだと思うんですけど、それはどこで読む感じになってますか。
0:48:25	日本原燃阪本でございます。
0:48:28	ちょっと、

0:48:30	波及的影響の観点も含めて、そういった場合の金属製の、どうしても下にできないものは金属製の缶に入れるとか、そういった対応もあるかと思imasるので、そういった内容も含めて、少し整理させてください。以上です。
0:48:45	はい。規制庁コサクですよろしくお願いします。
0:48:49	全般論として今申し上げましたけど、
0:48:53	今回の申請書の中での資料は全般、
0:48:57	的な考えを全部書くつもりなのか、今回のものについてのみ書いているのかどっちですかね。
0:49:08	保険坂元です。今回は、今回のもののみに関する記載になっております。
0:49:17	以上です。はい。コサクですそうすると、周りに安全機能高い、重要度のものがないので、特段その波及影響について配慮した設計は不要だと。
0:49:31	ということだとすると、意味合いがどこかでわかるようにしておくということで、今回はこういう設計にしますよっていうのを淡々と述べれば済むと。
0:49:42	ということになるんじゃないかなと思いますので、どこでどう書くかはお任せしますが、
0:49:50	そういうのを考慮しながら書いていただければと思います。というのも、現状書いてあるのが設備及び機器の電気ケーブルについては、としか書いてないので、これだと全般論書いてるようにも見えちゃうと、
0:50:03	ということです。なので記載方針に応じて、誤解のないようにしてください。以上です。
0:50:13	現在阪本でございます。十分理解いたしました。しっかり見直して、
0:50:18	修正いたします。以上です。
0:50:28	他の資料で、
0:50:31	確認事項ありますでしょうか。
0:50:38	はい。それでは、進めたいと思います。78番の安全避難通路の資料の方お願いします。
0:50:54	こちらの方の資料の、
0:50:57	私からですけれども、8ページ目ですけども、
0:51:05	今回、8ページ目の方で、左のセットコミュニケーションのところの3ポツで、そのなお書きの青字を加えていただいてその注1として、
0:51:16	右の補足説明に記載していますけれども、ちょっとこの記載が少し不明瞭かと思っています。で、この左側の設工認申請書の方ではなお誘導と、企業用証明括弧避難用はというふうな記載があって、右の方の補足説明を見ると、
0:51:34	誘導灯及び避難用照明括弧。
0:51:38	作業用照明及び避難用照明っていう、二つ、まだ出てきて、
0:51:42	また少しその三つそこから、

0:51:45	三つ目のパラグラフを見ると、非常用照明のうち、
0:51:49	避難用照明及び誘導灯はっていうふうな感じで、ちょっと非常用照明っていうものが、
0:51:56	どういったものがあるのかっていうのがちょっとわかりにくい表現、記載だと思ってますけども、この辺いかがでしょうか。
0:52:12	弓削西畑です。
0:52:14	以上予算の中に、事故時に使う照明、作業用の照明と避難用の照明があって、その使い分け、文章のつながりがわかりづらい、今表現なっておりますので、
0:52:29	ご指名をさせていただきます。以上です。
0:52:34	規制庁コサクですけど、大きな分類として一番最初に誘導灯と非常用照明確保というところで書いてある。
0:52:45	能登、第3段落で非常用照明のうち、といった中に誘導灯が入っているということで、第一段落と第3段落で言ってることが違うよっていうふうになっているのは事実としてどうなってるんですか。
0:53:05	日本原燃芝田です日本語として間違った書き方になっていました。
0:53:11	特段、井藤があっこのような書き方になっているわけではございません。すいません。コサクですけど、というと、第3段落で言いたいのは、誘導灯と非常用照明のうち避難用のもの。
0:53:25	ていうことを言いたいんですか。
0:53:27	その通りでございます。
0:53:29	わかりましたじゃ日本語直せばいいということですね。
0:53:32	はい。
0:53:37	はい、ではよろしく申し上げます。他この個別78番に関して、確認事項等ありますでしょうか。
0:53:47	はい。ないようであれば、進めたいと思います。個別の85番、
0:53:53	の方お願いします。
0:53:56	こちらに関して、規制庁から確認事項等ありましたらお願いします。
0:54:04	はい。規制庁高梨です。
0:54:06	江藤確認、念のための確認なんですけれども、アピタ通しの4ページの補足の図の1というところの記載をちょっとかけさせていただきますが、
0:54:18	まず
0:54:19	この分岐のフローチャートを見ていくと上から3段目のところこれ共通と個別わかるかなとは思いますが、その下が両方ともその本質の関連性という分岐になっているんですが、これは両方とも同じことを確認する、する。
0:54:34	けれども、その前の分岐で共通と個別に分かれるかということということでよろしいでしょうか。

0:54:41	確認ですけど。
0:54:43	その通りでございます。
0:54:45	はい。その上でですけれども本市申請との関連性というところで左側の共通の方なんですけど、
0:54:53	そこらありとなしで分岐をしていってなしの方に行くと②の方に落ちていくという流れになっていて、ちょっとこの横にある表との関係を見て、注釈を見ていくと、
0:55:04	*2のところにも多分これ関連するところになってくると思うんですけども、
0:55:09	そこの記載がですね後半が、本申請の申請対象に適用される範囲の関連性を記載する、
0:55:16	ごめんなさい、明確にするってかなんて言って関連性なしというふうに言って考えを明確にするってのちょっと、何ていうか、この関連性っていうのが、どういうことをご説明する人の中っていうのを、ちょっと補足していただけますでしょうか。
0:55:33	日本原燃芝田です。第1章の共通項目は、各施設に共通の基本設計方針として、今整理して記載をしていると。
0:55:43	いった中で、どの施設に適用されるというのが、個別施設の基本的方針に比べると、やはり明確ではなくてお互いの共通認識になっていないかなと。
0:55:55	いう部分を感じておりましたので、
0:55:58	説明書の方で関連性がどれぐらい
0:56:02	どういうふうに関連してくるのか既設設備に影響があるのかどうかということ、添付書類の方で説明させていただくといった整理にしております。以上です。
0:56:13	はい。ということであれば、ちょっとそのあたりのところろがわかるような
0:56:20	注釈ですかね、のところろなり何なりっていうのを少し見えるようにしていただけると、いいかと思えますけれども、いかがでしょうか。
0:56:31	日本原燃芝田です。この資料の中の文章中にも表現している部分がありますのでそこと整合をとった形で、この図の右の方、修正させていただきます。よろしく申し上げます。
0:56:47	私からは以上です。はい。
0:56:50	院長の藤原です。私から1点確認させてください。
0:56:55	20ページ最後のページの、星取表なんですけれども、今回整理を受けて、このお1人を見ていくと、設定根拠に関する説明書のところが、
0:57:07	20条のIT施設の部分にマルがついているということで、
0:57:14	衛藤設定根拠の

0:57:16	附属説明資料を見ると、廃棄物施設の話と、あと耐震性の話が引っ張ってきて使用寸法とかですけど、そちらがあって、今回こちらの廃棄施設にかかるってところ。
0:57:29	の部分。
0:57:30	に丸がついてる整理を教えてくださいませんか。
0:57:41	日本原燃の芝田です。基本的に発電記載を見てもと設定根拠で示すのは容量だったり、最高圧力だったりというものになっていて、
0:57:51	今夏設定根拠の補足説明資料で示させていっている、建物の主要寸法だったりというのは、設定根拠には入ってこないものかなと認識しておりますが、
0:58:04	一応仕様表に記載がある項目ということで、補足説明資料の中では明確にしたものになっております。
0:58:11	廃棄を廃棄施設の方に関しては、容量というものに対して十分に確保しているといったものを説明書の中で、説明しておりますので、ここは、説明事項ありということで丸を付しているといったものになります。以上です。
0:58:29	規制庁の藤原です。第5回の時は、この設定根拠説明書の中で展開されているものもあってといったところで、いくつかのカテゴリーがあったのかもわからないんですけど、
0:58:40	第5回のときの整理の仕方と同じというふうな理解でいいんでしょうか。
0:58:49	日本原燃芝田です同じ整理になっております。
0:58:54	規制庁のフジワラですわかりました。この資料について私からは以上です。
0:59:00	他、社長から、この資料に関して、確認事項等ありますでしょうか。
0:59:10	はい。
0:59:13	他の資料も含めて、確認、
0:59:17	運営事項等ありましたらお願いします。
0:59:21	特によろしいでしょうか。
0:59:23	規制庁の竹田です。すいません。ここだけ確認したい資料があるんですけど、
0:59:32	個別の64、よろしいですか。
0:59:46	えっとですね、この資料の、
0:59:49	6ページ目ですね。
0:59:53	そこで、前回のコメントが、
0:59:58	建物の支持盤の位置を示していただきたいということで、
1:00:04	今回、
1:00:06	底面の標高ということで、フーチングの底面の記載をされているんですけど、

1:00:13	コメン等でのここのあたりについては決裁はされているんですけど、ちょっと改めて説明いただいてもよろしいですか。
1:00:24	日本原燃阪本でございます。底面の標高に関しては、
1:00:30	今はフーチングの基礎底面のこの建屋と地盤の境界にしております。
1:00:38	もう一つ、下級方針ちょっと迷ったんですけども、国の方の先端を書くという方法も、
1:00:46	ありまして、ただ発電炉の方は、大木杭ではないです。木曾の低迷という扱いで、安全の杭の方には、杭の基礎の絵と、P関係にはそういった記載もなかったというところと、
1:00:59	あと、
1:01:00	このフーチングルーティングのこの丁寧な表に、10メートルの杭をつけるということで、どれぐらいの深さに、国が
1:01:10	平成知事になるかというところも、これを示すことで、ある程度と同等の記載をすることで、藤区長10メートルのこの二つがあることで、それもわかるかなと。
1:01:21	いうことにしました。一応あとメーカーの方からも藤区岩井
1:01:26	への打ち込み自体は現場合合せの部分もあるので、経営等記載としてはこの基礎底面の高さにしたいという要望もありまして、それも踏まえて、
1:01:37	今は全土と同等の記載しております。以上です。
1:01:44	規制庁の竹田です。ちょっと今の説明で確認なんですけれども、発電炉の杭の、建屋についても同様の記載をされているってということですか。
1:01:56	日本原燃菅生でございますすいません、発電の関係がうまく言わないんですけども。衛藤。
1:02:02	先ほど同様に竜巻、機器の屋外の構築物、
1:02:08	のA棟、
1:02:11	井手徳井木曾のものがございます。
1:02:14	そういったものに関しては、このでの標高という記載がされていなかったというところでございます。以上です。
1:02:26	規制庁の竹田です。わかりました。そういった参考になっているものがあるということで理解をしました。
1:02:36	杭ですので確かにその現場の支援状況の支持地盤のは、出現の状況によって変わる場合っていうのはあると思いますので、それについては注釈で示すなり、そういった工夫をしてもらえればと思いますが、よろしいでしょうか。
1:02:56	日本原燃阪本でございます。了解いたしました。
1:03:01	それのタケダです。私から確認以上になります。
1:03:07	はい。他規制庁から確認事項等ありますでしょうか。
1:03:16	はい。

1:03:20	よろしければ、こちらからの確認は以上としたいと思います。
1:03:26	本日、指摘をしましたが、日本において、今後のスケジュールについて説明いただけますでしょうか。
1:03:37	日本原燃の阪本でございます。本日いただいたコメントに関しましては、修正を来週中にさせていただきます、
1:03:48	またその内容を確認いただいて、ヒアリングの日程を調整させていただきたいというところがございます。
1:03:56	以上です。
1:03:59	はい。はい。
1:04:02	了解しましたヒアリングについては、資料を見た上で、検討したいと思います。
1:04:08	衛藤。
1:04:09	スケジュールに関して規制庁からありますでしょうか。
1:04:13	規制庁コサクです。
1:04:16	補足説明資料は整理をしていただいておりますけど、並行して補正の準備もさ0てるんだと思いますがそのあたりはいかがですか。
1:04:30	日本原燃阪本でございます。衛藤前回のヒアリングまでにもらったコメントにつきましては、概ね申請書のほうに反映した形で整理がついております。
1:04:41	引き続き、いただいたコメントを適宜反映していくという作業を継続いたします。以上です。
1:04:49	規制庁コサクです。そうする等、補足説明資料を出されて、こちらで見てヒアリング、必要に応じ調整をしますと。
1:04:58	ということがあって、ヒアリングするのであればヒアリングをした上でその結果を踏まえながら、
1:05:07	補正手続きに入るってことですかね。
1:05:13	日本原燃阪本でございます。その通りでございます。あともう1回くらい確認がとれば、補正の作業に、の性質に入るかなと思っております。以上です。
1:05:25	はい規制庁さんですわかりました。
1:05:31	はい。
1:05:32	藤。それでは本日のヒアリングの方を主、終わりにしたいと思います。お疲れ様でした。横尾の方を停止してください。